○藤枝市支え合い地域づくり事業費補助金交付要綱

平成２９年４月１日

告示第４８号

（趣旨）

第１条　市長は、地域支え合い生活支援事業、地域支え合い通所事業又は地域支え合い移動支援事業（以下これらを総称して「支え合い地域づくり事業」という。）を行う特定非営利活動法人その他の地域のボランティアが主体となって構成する団体及び社会福祉法人（以下「事業者」という。）に対し、予算の範囲内において、補助金を交付するものとし、その交付に関しては、藤枝市補助金等交付規則（平成１７年藤枝市規則第２号）及びこの要綱の定めるところによる。

（定義）

第２条　この要綱において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

(１)　地域支え合い生活支援事業　藤枝市介護予防・日常生活支援総合事業の実施に関する規則（平成２９年藤枝市規則第３号。以下「規則」という。）第２条第１項第７号の地域支え合い生活支援事業で、別に定める方法により登録された特定非営利活動法人その他の地域のボランティア（以下「登録団体」という。）が主体となって日常生活において居宅要支援被保険者又は事業対象者が自力で行うには困難な買物、調理、掃除、洗濯、布団干し等で同居家族などの支援が受けられない場合に、家庭に訪問して軽易な支援を行うものをいう。

(２)　地域支え合い通所事業　規則第２条第１項第８号の地域支え合い通所事業で、登録団体が主体となって介護予防のための生活機能向上の訓練として体操、運動、レクリエーション等の活動をする通いの場として行うものをいう。

(３)　地域支え合い移動支援事業　規則第２条第１項第９号の地域支え合い通所事業で、登録団体が主体となって地域支え合い通所事業、同項第１２号のふれあいサロン活動促進事業又は同項第１３号の地域支え合い介護予防教室事業の送迎を行うものをいう。

２　前項に規定するもののほか、この要綱における用語の意義は、規則の例による。

（補助の基準等）

第３条　補助の対象となる支え合い地域づくり事業は、別表に掲げる基準を満たすものとする。

２　補助額は、次に掲げる額のうちいずれか少ないものとする。

(１)　当該年度における次項及び第４項に規定する対象となる経費の全額

(２)　当該年度の総サービス提供回数に１，０００円を乗じた額

(３)　４００，０００円

３　補助の対象となる経費は支え合い地域づくり事業に要する経費のうち、支え合い地域づくり事業の実施に直接必要となる施設、事務所、設備等に係る光熱水費、通信運搬費及び借上料並びに事業の運営に直接必要となる消耗品費及び設備の購入費、利用者及び従事者の保険料、サービスの利用の調整を行う者に対する謝礼（地域支え合い生活支援事業に係るものに限る。）並びに従事者に対する謝礼（その金額の一部に利用者からの利用料を充当するものに限る。）とする。この場合において、支え合い地域づくり事業以外の事業を実施する場合であって、支え合い地域づくり事業以外の事業を実施するために支え合い地域づくり事業の実施のために使用する設備を使用する場合にあっては、支え合い地域づくり事業の実施のために使用する時間又は日数に応じて経費を按分して算出した額を補助の対象となる経費とする。

４　前項の規定にかかわらず、地域支え合い移動支援事業に係る補助の対象となる経費は、地域支え合い移動支援事業に係る乗用車及びバスの運行に要する燃料費であって、当該事業の利用者が乗車している区間に係るものとする。ただし、地域支え合い移動支援事業以外の事業と同時に実施する場合にあっては、当該費用を利用者の数により案分して算出した額を補助の対象となる経費とする。

（交付の申請）

第４条　補助金の交付を受けようとする者は、別に定める日までに、補助金交付申請書（第１号様式）に次に掲げる書類を添えて提出しなければならない。

(１)　交付申請一覧表（第２号様式）

(２)　申請額算出内訳表（第３号様式）

(３)　事業計画書（第４号様式）

(４)　資金状況調べ（第５号様式。概算払承認申請をする場合に限る。）

(５)　その他市長が別に定める書類

２　概算払の承認を得ようとする場合には、交付申請の際併せて申請しなければならない。

（交付の条件）

第５条　次に掲げる事項は、交付の決定をする際の条件となるものとする。

(１)　次に掲げる事項のいずれかに該当する場合には、あらかじめ市長の承認を受けなければならないこと。

ア　補助事業の内容の変更（軽微な変更を除く。）をしようとする場合

イ　補助事業に要する経費の配分の変更（当該補助金の交付決定額の２０パーセント以下の変更を除く。）をしようとする場合

ウ　補助事業を中止し、又は廃止しようとする場合

(２)　補助事業の遂行が困難となった場合においては、速やかに市長に報告してその指示を受けなければならないこと。

(３)　補助事業により取得し、又は効用の増加した不動産及びその従物並びに補助事業により取得し、又は効用の増加した価格が１０万円以上の機械、器具その他財産については、減価償却資産の耐用年数等に関する省令（昭和４０年大蔵省令第１５号）で定める耐用年数を経過するまで、市長の承認を受けないで、補助金の交付の目的に反して使用し、譲渡し、交換し、貸し付け、担保に供し、取壊し又は廃棄してはならないこと。

(４)　市長の承認を受けて前号の財産を処分することにより収入があった場合には、その収入の全部又は一部を市に納付させることがあること。

(５)　補助事業により取得し、又は効用の増加した財産については、補助事業の完了後においても善良な管理者の注意をもって管理するとともに、その効率的な運営を図らなければならないこと。

(６)　この補助金と補助事業に係る予算及び決算との関係を明らかにした支え合い地域づくり事業費補助金調書（第６号様式）を作成するとともに、補助事業に係る歳入及び歳出について証拠書類を整理し、かつ、調書及び証拠書類を事業が完了する日（補助事業の中止又は廃止の承認を受けた場合には、その承認を受けた日）の属する年度の終了後５年間保管しておかなければならないこと。

(７)　補助事業に係る収入及び支出を明らかにした帳簿を備え、当該収入及び支出について証拠書類を整理し、かつ、当該帳簿及び証拠書類を事業が完了する日（補助事業の中止又は廃止の承認を受けた場合には、その承認を受けた日）の属する年度の終了後５年間保管しておかなければならないこと。

(８)　この補助金に係る対象経費につき重複して、お年玉付き郵便葉書等寄附金配分金又は公益財団法人JKA若しくは公益財団法人日本財団の補助金の交付を受けてはならないこと。

(９)　補助事業を行うために締結する契約の相手方及びその関係者から、当該補助事業が完了するまでの間は寄附金等の資金（共同募金会に対してなされた指定寄附金を除く。）の提供を受けてはならないこと。

(１０)　補助事業を行うために建設工事の完成を目的として締結するいかなる契約においても、契約の相手方が当該工事を一括して第三者に請け負わせることを承諾してはならないこと。

(１１)　補助事業を行うために締結する契約については、市が行う契約手続の取扱いに準拠しなければならないこと。

（変更の承認申請）

第６条　補助事業者は、補助事業の変更承認を受けようとするときは、変更承認申請書（第７号様式）に次に掲げる書類を添えて、市長に提出しなければならない。

(１)　変更申請一覧表（第２号様式）

(２)　変更申請額算出内訳表（第３号様式）

(３)　変更事業計画書（第４号様式）

(４)　その他市長が別に定める書類

（月次報告）

第７条　補助事業者は、毎月１０日までに前月の実績について月次報告書（第８号様式）により市長に報告しなければならない。

（実績報告）

第８条　補助事業者は、補助事業の完了をしたときは、補助対象事業を完了した日から起算して３０日を経過した日（第５条第１号ウにより補助事業の中止又は廃止の承認を受けた場合は、当該承認通知が到達した日から起算して３０日を経過した日）又は補助金の交付の決定のあった日の属する年度の翌年度の４月５日のいずれか早い日までに実績報告書（第９号様式）に次に掲げる書類を添えて市長に報告しなければならない。

(１)　精算額一覧表（第２号様式）

(２)　精算額内訳表（第３号様式）

(３)　事業実績書（第４号様式）

(４)　その他市長が別に定める書類

（請求の手続）

第９条　補助事業者は、補助金交付確定通知書が到達した日から起算して１０日を経過した日までに請求書（第１０号様式）を提出しなければならない。

２　市長が、概算払の承認をした場合には、概算払請求書（第１０号様式）により補助金の交付を請求することができる。

（補則）

第１０条　この要綱に定めるもののほか必要な事項は別に定める。

附　則

この告示は、平成２９年４月１日から施行する。

附　則（令和元年１０月１日）

この告示は、令和元年１０月１日から施行する。

附　則（令和３年４月１日告示第１１５号）

この告示は、令和３年４月１日から施行する。

別表（第３条関係）

|  |  |  |  |
| --- | --- | --- | --- |
| 事業の区分 | 人員の基準 | 設備の基準 | 運営の基準 |
| 地域支え合い生活支援事業 | (1)　従事者　必要数（訪問か所1か所につき、利用者の実情を踏まえやむを得ないと認められる場合を除き、2人以上で訪問すること。）  (2)　管理者　1以上（支障がない場合、他の職務、同一敷地内の他事業の職務に従事することを可能とする。）  ※　いずれの人員も、介護福祉士、介護保険法（平成9年法律第123号）第8条第2項に規定する政令で定める者、市長が認める研修を修了した者又は登録団体に登録しようとする特定非営利活動法人その他の地域のボランティア（以下「登録前団体」という。）が主体となって実施する利用者の家庭に訪問して軽易な支援を行う活動にボランティアとして当該登録前団体に所属して3か月以上従事している者であること。 | (1)　事業の運営に必要な広さを有する区画  (2)　必要な設備及び備品 | (1)　次の事項を順守できているものであること。  ア　従事者の清潔の保持・健康状態の管理  イ　従事者又は従事者であった者の秘密保持  ウ　損害賠償その他の事故発生時の適切な対応  エ　廃止・休止の届出と便宜の提供  (2)　1人の利用者に対し、1週間当たり1回以上サービスを提供するものであること。 |
| 地域支え合い通所事業 | (1)　従事者　利用者の数が15人以内の場合にあっては2以上、15人を超える場合にあっては当該利用者の数から15を控除して得た数を2.5で除して得た数に2を加えた数以上が確保される数とする。  (2)　管理者　1以上（支障がない場合、他の職務、同一敷地内の他事業の職務に従事することを可能とする。） | (1)　サービスを提供するために必要な場所（定員の数の利用者を収容し、かつ、活動するのに必要な広さを有するものであること。）  (2)　消火設備その他の非常災害に必要な設備及び備品  (3)　必要なその他の設備及び備品 | (1)　次の事項を順守できているものであること。  ア　従事者の清潔の保持・健康状態の管理  イ　従事者又は従事者であった者の秘密保持  ウ　損害賠償その他の事故発生時の適切な対応  エ　廃止・休止の届出と便宜の提供  (2)　1人の利用者に対し、1週間当たり1回以上サービスを提供し、1週間当たり3人以上受入れを行うものであること。 |
| 地域支え合い移動支援事業 | (1)　従事者　必要数  (2)　管理者　1以上（支障がない場合、他の職務、同一敷地内の他事業の職務に従事することを可能とする。） | (1)　必要な数の乗用車又はバス  (2)　必要な設備及び備品 | (1)　次の事項を順守できているものであること。  ア　従事者の清潔の保持・健康状態の管理  イ　従事者又は従事者であった者の秘密保持  ウ　損害賠償その他の事故発生時の適切な対応  エ　廃止・休止の届出と便宜の提供  (2)　1人の利用者に対し、1週間当たり1回以上サービスを提供するものであること。 |